

令和7年度 農林水産省行政事業レビュー 公開プロセス

No.4 環境保全型農業直接支払交付金

日時：令和7年6月19日(木) 14:00～14:47

場所：中央合同庁舎第4号館 12階 1219～1221号会議室

(外部有識者) 藤栄 剛 委員、南島 和久 委員、亀井 善太郎 委員、川澤 良子 委員

(事務局) 藏谷 恵大 広報評価課長

(説明者) 【農産局農業環境対策課】松本 賢英 課長、香野 大樹 課長補佐、

長山 和樹 係長

【大臣官房環境バイオマス政策課】表谷 拓郎 課長補佐

○藏谷広報評価課長 時間となりましたので、再開いたします。

4コマ目、「環境保全型農業直接支払交付金」についてということで、藤栄委員、南島委員、亀井委員、川澤委員に議論に御参画いただくことになっております。

藤栄委員については、ウェブの参加となります。引き続き通信状況がよろしくありませんので、ライブ配信は音声のみとさせていただきます、後日、録画を農水省のウェブサイトの方に掲載させていただきます。

また、若干会場が暑うございますので、参加者におかれてはノージャケットなど軽装にて参加していただくよう、よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、農産局農業環境対策課から説明をお願いいたします。

○農産局農業環境対策課長(松本) 農産局農業環境対策課長の松本と申します。今日はよろしくよろしくお願いいたします。

環境保全型農業直接支払交付金について御説明させていただきます。

まず、簡単に本交付金の概要について御説明したいと思います。

本交付金ですけれども、予算事業を前身としまして、平成27年度より法律に基づいた交付金制度として支援を実施して、本年度から第3期目がスタートしてございます。令和3年にみどりの食料システム戦略が策定されたことや、今般、食料・農業・農村基本法の改正で環境と調和のとれた食料システムの確立、これが基本理念として位置付けられたこともありましたので、農業分野における環境負荷低減の重要性というのはより一層高まっているというふうに認識してございます。

本交付金ですけれども、化学肥料・化学農薬の半減に加えて、農業者の組織する団体が地球

温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い農業生産活動を実施する場合に支援をするということとしておりまして、例えば有機農業でありますとか、堆肥の施用、緑肥の施用などの取組について支援を行ってございます。

なお、新しい基本計画において、この事業については令和9年度を目標に創設する新たな環境直接支払交付金、これについては現行の環境直接支払制度を見直して、みどり法に基づく認定農業者を対象とするなど、今後検討を行うという旨が記載されてございます。

それでは、ロジックモデルの説明に移ります。資料の1ページ目を御覧ください。

まず、左上の現状・課題のところでございます。

本交付金による実施面積と実施市町村数、これは年々増えてきておりますが、大きく増加するという、そういった状況にはなくて、令和5年度は実施面積が8万7,000ヘクタール、これは全農地面積の約2%。実施市町村数も877市町村。これは全市町村数の約50%にとどまっているという状況でございます。

これは、まず交付金の対象者が農業者団体を基本としており、個人の農業者が支援を受けにくいということ、あるいは都道府県や市町村の財源負担も必要であり、地財措置が手当てされておりますけれども、市町村によっては予算措置が困難で、実施できていないというところもあるということ。

あと取組面積に応じた支援ということで、実施面積の増加に伴い、予算も増加する。こういったことが推進上の課題というふうに考えております。

さらに、有機農業については、取組の実施による単収の減少でありますとか、土作りや技術の習得に一定の時間が掛かる、年数が掛かるということが推進のボトルネックにあるというふうに考えてございます。

次に下の図のところでございますが、一番左のインプットのところです。令和7年度については、昨年度から国費での予算額を約2億円増額して、約28億円となっております。この予算を用いて、次のアクティビティに記載がありますように、農業者が実施する環境保全に効果の高い営農活動の掛かり増し経費を支援しております。

アウトプットといたしましては、交付金による実施面積とし、下にあります指標の①のとおり、令和5年度は8万7,000ヘクタールについて取り組まれたということになります。

次、短期アウトカムですけれども、交付金の取組を通じた地球温暖化防止への貢献と生物多様性保全への貢献、そして農業者目線での指標として、環境保全型農業の実施による農業経営の発展、これを設定してございます。

具体的には、地球温暖化防止については指標の②のとおり、地球温暖化防止に貢献する取組ごとにどれくらい温室効果ガス削減効果があるのかを算定しており、これに実施面積を踏まえた算定結果として令和5年度については17万トンのCO₂削減効果がございました。

生物多様性につきましては指標の③のとおり、生物多様性保全に貢献する取組について、農研機構のマニュアルに沿って算定した指標生物スコアを活用しております。

また、本交付金においては農業者の経営状況を把握、確認できる生産量、生産額、販売額等のデータは農業者とか、あと市町村の事務負担の観点から毎年度集計はしておりませんが、令和4年度にアンケート調査を行っております。これによりますと、経営をする上で有利であるということを理由に環境保全型農業を実施している農業者が多いと、こういった結果が得られたことから、環境保全型の実施そのものが農業経営に有利に働く面があるということで、環境保全型農業の実施による農業経営の発展、これを定性的な指標として設定させていただいております。

このように環境保全効果があり、農業経営にとってもプラスの側面がある農業生産活動については、その取組の裾野の拡大を図っていききたいというふうに考えており、中期アウトカムとして、これらを確認できる事業実施面積や事業実施市町村数を設定しております。

こうした環境保全型農業の理解醸成、普及促進が図られることで、本交付金事業の取組が2030年の地球温暖化対策計画の排出削減目標でありますとか、みどりの食料システム戦略に掲げています有機農業面積の目標値に貢献していくというふうに考えまして、これを長期アウトカムとして設定しております。

環境保全型農業直接支払交付金の説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○蔵谷広報評価課長 ありがとうございました。 それでは、本事業の論点について御紹介します。2点ございます。

1点目、短期アウトカムについて、環境負荷の低減と生産性を両立する観点から、本事業が農業経営にもたらす効果など、農業者目線の指標、これを新たに加えることができないか。これが1点目でございます。

2点目です。令和9年度の見直しに向けて、掛かり増し経費が発生しやすく単収も低い不安定な初期段階の農業者、こういった者への支援を充実させたり、逆に経営が安定したら支援から卒業してもらおうなど、支援の在り方について検討を深めることができないか。これが2点目でございます。

それでは、委員の皆様方から御発言をお願いしたいと思います。

議論と並行して、委員の皆様におかれては端末で用意しておりますT e a m sのチャンネルにコメントを入力いただき、14時35分までに投稿ボタンのクリックをお願いしたいと思います。投稿ボタンのクリックの後にコメントを修正される場合はT e a m sのチャンネルで御連絡ください。

それでは、御発言のある委員におかれましては、挙手をお願いいたします。亀井委員、お願いいたします。

○亀井委員 ありがとうございます。今の御説明と、新しくお示しいただいたロジックモデル等も、あるいはほかの資料も含めて拝見させていただいて、何とかこのロジックモデルの効果発現経路をより良いものにしていくという御努力がされているなというところを感じたところであります。

ただ、指標が、これ効果発現の経路としては、うん、確かにこうなんだろうねというのはよく分かるんですけども、一方で指標が非常にマクロで取るものばかりになってしまっているんで、これは恐らく、正に今御説明されたとおりで、結果的には環境保全型農業を実施すると農業経営にとっていいんだよということを個別の農家さんが御判断いただかないと前には進まないということだし、そう思ってもらうためには、裏側では消費者さんが理解増進してくれなきゃいけないし、あるいはこれ既に、この政策はそういうふうな形で進められていますけれども、何か一人の農家さんがそうやっても駄目で、地域一体でやっていくというところの地域の理解が非常に重要である。だから、自治体の数見ているんですというお話だと思うんですが、この辺りをしっかり御説明いただけるようになると、多分もっと皆さんの戦略性とか、目論見みたいところが表現できるんじゃないかなというふうに思いました。

そういう意味では、これまでのやり取りを通じて、このロジックモデルのところ短期アウトカムの環境保全型農業の実施による農業経営の発展というところ、これは今指標ではないけれどもとおっしゃいましたが、でもアンケートを取っているんですよね。別にタイミングは僕はいいと思っていて、正直言って、こんなの毎月送られても頭に来るし、かといって毎年でもやや短いですから、これはタイミングを見ながら適切な、あるいはこれからもっと楽にできるような集め方が出てくれば、現場の負担というの、農家の皆さん、日々自然と戦う農業をされていらっしゃる中でお忙しいと思いますので、そこら辺は勘案しながらですが、ただ、これも指標としてきちんと取り上げることが大事なんだと思います。何かややもすると公的指標、公的統計で取り上げられているものが指標で、自分たちで集めたものは指標じゃないというふうに考えられがちなんです、これも指標としてきちんと置くし、多分恐らくそういう

意味でいうと、今オレンジ色の指標と書かれているものは結果として出てきたものだよねと。今皆さんが何か政策を動かすときに、これを見ながらやっているというよりは、どちらかといえば、多分自治体の数、指標④は結構見ていらっしやると思います。なんだけれども、あるいは温室効果ガスの削減量とか実施面積は後から出てくる数字だよねと思っていらっしやるはずで、恐らく皆さんが気にされていらっしやる数字にいかにかハイライトを当てるかということが重要なんだと思いますので、ここら辺のめり張りを考えると、今指標とマークは付いていませんけれども、今の農業経営者の皆さんの感覚、それからさらには消費者の皆さんの御意見、それからそれが地域で理解されているという意味で自治体の受入れの状況、多分この三つがクリティカルなんじゃないかなと私は受け止めているんですが、まずこういった認識でいいのかというところ、あるいは今のところについてお考えがあれば、是非聞かせていただければというふうに思います。

○農産局農業環境対策課長（松本） ありがとうございます。全くおっしゃるとおりだというふうに今聞きながら思っておりました。

御参考までに、今取ったアンケートですけれども、令和4年に一度取ったもので、過去にも平成28年と29年ですか、取ったりはしていますけれども、どういう調査かといいますと、令和4年に取ったのはもちろんアンケート調査なんですけど、環境保全型農業を、環直に取り組まれている農家さんに聞いているのと、環直に取り組んでいないけれども環境保全型農業を行っているような方にもデータを取ってまして、その中で「何でやっているのか」という問いに対して、「経営をする上で有利なため」と答えた方が環直をやっている方が56%、約6割いらっしやって、環直はやっていないけれども環境保全型農業を何かしらやっている方は「経営する方で有利なため」という方が28%、約3割いらっしやって、それぞれのほかの項目よりも一番多かったということです。こういった実際環境保全型農業に取り組んでいただいている方の農家さんがどう思われているのか。経営にマイナスだとなかなか続かないですし、こういった交付金があることによって、より取り組みやすいということを、しっかりと時々アンケートなりで我々も把握していかなくちゃいけないと思っております。

これまで市町村を通じて調査をやっていたので、市町村にも結構事務負担をかけていましたので、やり方も含めて、今後こういったデータをしっかり取れるように更に検討していきたいと思っております。

○亀井委員 ありがとうございます。正に多分この間のプロセスで一番良かった話は今のお話で、これが出てきたし、それを多分見つけていただいて、これ使えるんじゃないかと途中で御検

討いただいたんだと思います。恐らく皆さんの肌感覚に近いものが出てきたんだと思いますので、それをできれば指標の真ん中に据えていただくと、せっかくロジックモデルを作って効果発現の経路を書いたのに、何か指標で効果発現の経路がゆがめられてしまうというのは余りあってはならないことで、どちらが大事かといったら効果発現の経路、皆さんの目論見の方が大事なわけです。指標は後から付いてくるものもあれば、でもここをよく見ているというような話で、車のダッシュボードと同じですから、よく見ているもの、たまに見るもの、あれっ、赤ランプ何だろうみたいな話と同じ話なので、そういう形で表現していただくと、多分皆さんの戦略性みたいなものがしっかり表現できるロジックモデルにより進化していくんじゃないかなというふうに思いました。是非そういった形で進めていただければなというふうに思います。

今正におっしゃっていただいたとおり、今それこそDXで、それこそスマートフォンを農家の皆さんも持っていらっしゃると思いますので、そこを簡便にさせていただくことも重要だと思いますし、もう一方で農家の皆さんと、私も知り合いの農家と話していると、自分の健康のためにやっているという人も結構いたりして、もちろんそれは実はお金儲けよりもそっちの方が大事で、自分がそこは信念持ってやっているからみたいなのも多分一定数いらっしゃるんだと思うんです。

そういう方々も含めてなので、必ずしも、経営というとすぐお金儲けになるんですけども、農家の持続性まで考えると、多分幅広い項目でいろいろと見えていくはずなので、ここも指標を一つに絞らず、いろいろなものを見ながら、なるほど、今こういう農家が増えてきている、若い世代はまた違った考えで入ってくるかもしれませんので、若い世代が正に今みたいなことを僕に言ってくれた人ですけども、そういうようなことも含めて、是非いろいろな指標を見ながら物を考えていっていただけると、とてもいいんじゃないかなというふうに思った次第です。是非しっかり頑張っていただければと思います。ありがとうございました。

○藏谷広報評価課長 ありがとうございました。ほかの委員の先生方から。川澤先生、お願いします。

○川澤委員 御説明、どうもありがとうございました。

アクティビティからインパクトまで御検討いただきまして、今の御説明でも大変よく分かりました。

その上で何点か質問させていただきたいのですが、アウトカムの農業経営の発展というところで、定性的にこちらをお示しくださっているんだと思いますし、非常に重要な観点のところを盛り込んでくださったと思います。アンケートで「経営をする上で有利である」というとこ

ろの回答が多かったというお話もあったんですが、例えば長期的に農業経営が成立するなら、若い農業従事者の方が参入してくる可能性は高いというふうに考えられますので、農業者の平均年齢の低下ですとか、若ければいいということではないんですけども、より幅広い者が農業に従事するようになったというところも一つ状況として捉えられるのであれば、そういったところも定性、定量的な指標というか、補足資料みたいな形で考えられるのではないかなと思ったので、その辺りというのはいかがですか。

○農産局農業環境対策課長（松本） そうですね。こういったアンケートをするときに、年齢とか取り組み始めて何年目とか、そういったものも併せて聞いて、今おっしゃっていただいたようなところをしっかりと分析していくのが大事かなと思います。

令和4年のときは、一応年齢は聞いていたようですけども、何年かとか、そこまでは聞いていなかったと思います。

○川澤委員 ありがとうございます。経営の発展というときにいろいろな発展の在り方があるんだと思いますけれども、もちろん経営できるということが前提ですけども、そこは幅広い年齢層の、幅広い地域という、いろいろな要素があると思いますので、そこは環境保全型農業というところに新しい者が、いろいろな地域で参加しているというところがもし実態であるならば、それを示し得るようなデータであったり、定性情報を集めてくださるのがいいのではないかなというふうに思いました。

あと長期アウトカムなんですけれども、長期アウトカムについて指標⑤地球温暖化対策計画における排出削減目標というところで、もちろんこの事業でどのくらい目指すことが日本全体のオールジャパンの中でどうかというところはインパクトとして当然あると思うんですけども、そこはこういう指標を設定しているのは、ほかの計画との関係等もあると思いますので、これが2030年度目標の一部であるんだという前提に立つことも重要なのかなというふうに思います。ですので、指標⑤というよりは指標⑥の有機農業の取組面積という方がインパクトはあるのかな。農水省さんの取組としてのインパクトが大きいのかなというふうに思いますので、そこは長期アウトカムで同じように整理して下さっているんですけども、どちらの方を主に説明するかですとか、そういったところの流れは今後考えていってもいいのかなと思いました。

二つ目はコメントです。ありがとうございます。

○藏谷広報評価課長 ありがとうございます。他の委員からどなたか。南島先生、よろしいですか。

○南島委員 南島でございます。御説明ありがとうございます。

まず予算が28億円ということなんですけれども、自治体が全部で八百幾つという御説明がございましたが、基礎自治体の数でいうと半分ですね。そうしますと、一番もらっているというか、農水省側からいうと、配分しているところで高いところは幾らぐらいお渡しをされていて、一番もらっていないところは、もらっている中で幾らぐらいもらっていらっしゃるのかというのは、この数字というのは分かりますか。

○農産局農業環境対策課長（松本） すみません、少しお時間を頂けると。

都道府県では、やっぱり北海道の取組が多いのですが、都道府県の中では市町村の数が多いです。市町村ごとでだと……。市町村ですよ。

○南島委員 調べてもらって、分かったところでお返事を頂ければというふうに思います。まず、その件で少しお伺いしたいなというふうに思っておりました。

先にちょっとまいりますけれども、これは目標が最後の方で御説明いただきましたけれども、2030年度までに有機農業の取組面積6.3万ヘクタールということでもございました。これがそもそも順調に推移しているのかどうかというところが一番重要ということになるのかなと思ったんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○農産局農業環境対策課長（松本） 有機農業の面積、直近が令和4年度ですが、3万300ヘクタールあります。過去、年間500とか600ヘクタールずつぐらいしか増えていなかったんですけれども、みどりの食料システム戦略が令和3年にできて、令和4年にかけては3,700ヘクタール増えました。かなり増えました。令和3年を起点に6万3,000ヘクタールの2030年目標に到達しようと思うと、単純で割ると4,000ヘクタール伸びていかないと達成できないという数字になりますので、直近の値は3,700ヘクタールですので、ようやく少し巡航速度に乗り始めたかなというふうに思っているところです。

○南島委員 交付金だけでは2.6万ヘクタール。ただ、有機農業の取組面積は6.3万ヘクタールです。これは、目標は達成されるのかどうかというのは一番大事な点なのかどうかということをお伺いしたいんですけれども。

○農産局農業環境対策課長（松本） ここに書いてある数字は、今の有機の取組面積のうち環直で支援している面積の割合が大体40%になります。その40%として、6万3,000ヘクタールの4割を引き続き環直の割合で達成していく。そういう見込みの計画を書いております。

○南島委員 これが大事なのですか。ここを達成していかないといけないのか。それ以外の、これはとりあえずの数字であって、環境保全型農業をとにかく広げていくとか、その技術面

での追記をしていくところがウエイトが大きいのか。ある程度規模があった方が全体に取組が進んでいる感もあって機運醸成にも意味があるから、まずは面積を達成しようというふうにお考えなのか、その辺りのアクセントをちょっとお伺いしたいなと思っているんですが。

○農産局農業環境対策課長（松本） 分かりました。目標としてはあくまで面積で目標を立てていますが、単に目標を達成するためにいろいろ施策をやるというよりは、有機農業にできるだけ取り組んでいただきやすいような技術面でありますとか指導面でありますとか、あとは流通とか、あと消費も含めて様々な取組をしていかないと、この数字は達成できないと思っています。数字だけでいうと土地利用型作物の方が面積は稼げるんですけども、だからといって、そこを重点的に支援するというわけではなくて、野菜も葉物とかそういった集約的なものも含めて農家さんが有機農業に取り組めるように、いろいろな品目の技術から生産・販売・消費のところまで、これは環直だけじゃなくてほかの事業も含めて環境を整備していきたいというふうに思っています。

○南島委員 ありがとうございます。テーマが環境保全とか生物多様性なので、技術的なところとかも大事にされているというのは、これはもちろんよく分かります。

他方で、これを広げていくとなると、ディメンジョンが変わる、次元が変わるかなと思うんです。そういう地域構造を作り出していく、構造を広げていくということをやっていないといけないということになりますと、技術論だけでは当然済まない。市町村で今協力していただいているところにも御協力を頂かないとももちろんいけませんし、良い取組だということをごんごん広げていかないといけないということになるかと思うんですが、この辺りがもしかしたら弱いのではないかなと。ちょっと技術論、指導論の方が先行している。今そのフェーズだとおっしゃるのであれば、それはそれで今のロジックモデルでいいのかなというふうに思いますけれども、それを広げていくというふうな話になってまいりますと、少しステージを変えていかないといけないのではないかなというふうに思うんです。広げていくということだと思います。

そうしますと、例えばですけれども、好事例集の書かれ方、これが環境保全と生物多様性の方にかなり力点のある書き方に一方でなっておられます。有機農業をやっていけるような社会構造といいますか、地域構造といいますか、学校給食との連動とか、そういうものをモデルとして示していったら広げていくというふうなのは、これはもっと社会性を持たせるという、技術に社会性を持たせていくようなイメージになるかと思えますけれども、これは次元が違う話になるのかなと。こちらの話をし始めるとロジックモデル、もう一枚要るんじゃないかなというふうに思いながら、この話を見ていたんですが。

あわせて、もう一つついでに申し上げます。コメントですけれども、Q&Aです。交付金の利用の利便性に係るような内容、利用に当たっての注意事項等々がホームページのQ&Aには書かれていますけれども、農業者が環境保全型農業に取り組む際に突き当たる課題について、こう考えましようとか、もっと入り口といますか、イロハといますか、そういうガイドといますか、そのようなQ&Aも必要じゃないかなというふうに思われたんですが。やったことのない人にやってもらうというのが、要するに取組を増やしていく際には重要ですので、その辺りは実質的には技術の指導でされているということなのかもしれませんけれども、ホームページに出ているよさそうな気もするのです。この辺りのステージの違いというのをもう少し意識されると、ここで先ほど課長の方から出していただいた論点、これにも応えるような話にもなっていくのかなと思うのですが、いかがでしょうか。コメントなんですけれども。

○農産局農業環境対策課長（松本） ありがとうございます。2点目の最後のところ、いろいろな農家さんにも環境保全型農業に取り組んでいただきやすくなるようなガイドを作成してはどうかということで、今確かに環境保全型農業の制度を使うためのガイドブックなんかを出しているんですけれども、Q&Aも含めて。個別の、例えば堆肥のやり方とか、今年からなくなりましたけれども、長期中干しのやり方、これは実は別、それぞれのテーマごとにそういった取組のガイドみたいなものを用意はしておりますので、ちょっとばらばらしていますので、環直とひも付けてうまくアピールしていかなくちゃいけないかなというふうに思っております。

○南島委員 ありがとうございます。

ところで、最初の御質問は判明いたしましたでしょうか。

○農産局農業環境対策課係長（長山） すみません、遅くなってしまって恐縮なんですけれども、市町村別の上位でどれぐらい払われているかですよね。

○南島委員 トップとボトムです。

○農産局農業環境対策課係長（長山） ボトムのところはすぐに出てこなかったところなんですけれども、市町村に対してどれくらい金額を払っているかというのは公表しております、どれくらい払っているかの今トップの方を御説明させていただきたいんですけれども、昨年のレビューシートに書かせてもらっていて、今年はまた更新する予定なんですけれども、昨年、令和5年の実績ですと、北海道の音更町に対して7,500万程度の支払い、これがトップでございます。2番目が滋賀県の長浜市というところで、これは5,200万円。第3位が北海道の芽室町、こちらは5,200万円というところで、北海道と滋賀県が特にこの環直交付金を受け取っているところが多いというところでございます。

○南島委員 ありがとうございます。ということで、市町村の方ももちろんお金を出す、都道府県も出していただくという制度ではございますが、一言申し上げたいと思います。

足りないのではないのでしょうか。ここです。やっぱり大きく、農業も構造を変えていこうという話ですので、それにしては予算も28億円と聞くと大きいですが、それぞれの自治体に配分する金額、自治体に御負担を頂く部分も含めて金額として規模がかなり農業の在り方全体にするともすごく小さ過ぎるような気がいたします。ということコメントで最後申し上げておきたいと思います。

以上です。

○藏谷広報評価課長 ありがとうございます。ほかは何かコメントございますか。オンラインの藤栄先生、お願いします。

○藤栄委員 ありがとうございます。藤栄でございます。御説明ありがとうございました。

今、南島委員の方からコメントがあったこととかなり類似するところですが、この制度を利用している市町村が全市町村の約半数ということで、かなり滋賀県と北海道に偏っているという状況を私も存じ上げていて、利用状況に地域的な偏在があると。あとは制度の主たる対象者が農業者の組織する団体ということで、団体を作ることが、制度利用の前提になっているということで、市町村の方の担当者が、例えば農業の組織化に対してノウハウを持っているかどうかといった、制度への理解が市町村によってかなりまちまちであって、それがこの制度の普及に少し関わっているのではないかと感じております。その辺りはいかがでしょうか。市町村での予算措置の在り方とか予算自体の制約というのも、もちろん背景にあると思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○農産局農業環境対策課長（松本） ありがとうございます。おっしゃるとおり市町村によって担当者の理解の程度というのは、異動もありますので、違ってくるかというふうに思っています。我々も毎年のように市町村の担当者の説明会とかやっておりますけれども、そこはかなり温度差が見られるんじゃないかなというふうに肌感覚としては思っております。

あと一方で、環境保全型に取り組む農業者がそれほど多くない市町村ですと、なかなか担当者も予算要求しにくいとか、そういった面もあろうかと思えます。現状でも農地面積の2%という、そういったぐらいのボリューム感ですので、市町村によってはかなり少なく、組織、2人以上でも可能なんですけれども、2人以上のそういった組織を、団体を組めないで、環直に取り組みたいけれどもなかなか取り組めないという、そういった地域、農業者の方もいらっしゃるかなというふうに思っています。

○藤栄委員 ありがとうございます。そういったところの、恐らく取り組んでおられる地域でも、なかなか組織化できないとかというところをどうクリアしているのかというところについては、恐らく市町村で組織化に対する工夫があったりすると思います。その辺りは情報としてほかの市町村に共有などはされているのでしょうか。

○農産局農業環境対策課長（松本） 事例として紹介することはございまして、この間、現地調査にも入っていただいた常陸大宮市さんなんかは市全体で協議会を作っていますので、個人で取り組みたいという人がいても、そこが受皿になって申請をするというようなところも幾つかありますので、こういったことをもっとよく宣伝していく必要もあるかなというふうに思います。

○藤栄委員 ありがとうございます。南島委員と類似する意見ですけれども、どちらかという技術が前面に出ていて、技術をいかに社会に普及していくかというところでの装置というか、促進要因というのがこの事業の中にもう少し組み込んであれば、よりうまく回っていくのではないかと感じた次第です。これはコメントで、回答の必要はございません。ありがとうございます。

○蔵谷広報評価課長 ありがとうございます。

あと15分ぐらいありますが、コメントを順次投稿いただければと思いますが、それと並行して、この点をもう一度とかというのが、どなたか委員の先生方でおられましたら。亀井先生、ありがとうございます。

○亀井委員 今、両先生からあった話は基本的にとっても大事な話で、大体北海道と滋賀ということは、水源に対する理解がもう明らかに地域で違うわけです。北海道は自分が飲んでる水はどこから来ているんだと調べる人たちが現に住民でいらっしゃるし、滋賀といえば、それはそれで当然琵琶湖だという話になりますから、それは滋賀県は琵琶湖なんだという話だし、その滋賀に対して物を言う川下の人たちもいらっしゃるしというところで、ある種、多分技術よりは社会側の圧力というところが、これは消費者というレベルではなくて、社会側の圧力が高いところとどううまくやっていくのか。一方で、ではそれをやるんで、もう倍下さいとか、あと10倍予算下さいといったって財政当局が許してくれるはずもないから、こころ辺が皆さんがもう一歩踏み出しにくいというところなんです。

これは、きっと皆さんが言いにくいだろうから、今僕が勝手に言っているんですけども、何かその辺りは是非、何というのかな。かといって、これまた過度に、ここに何か環境大臣を経験した人が今農水大臣でいるから厄介なことになったら申し訳ないんで余計なことは言いま

せんけれども、そういう中で地域社会の理解をどう高めていくのかみたいなのところも、これは少し息の長い取組で、どちらかといえば、これは外科手術的な取組。一方で、漢方薬的な取組とか日常的な運動的な取組が正に効いてきている結果が今正にここに出てきているところで、両先生の御指摘のところだと思いますので、お金は余りかけられないと思うんですけども、そういったところがどう進んでいくのかみたいなのところについて、是非これはまた見える化していただけるとまずはいいいのかなというふうに思ったところです。

すみません、余計な話ですが。コメントしにくければ、しなくても結構です。

○農産局農業環境対策課長（松本） 貴重な御意見をありがとうございます。今の環直の事業の要件、幾つかありますけれども、その一つに環境保全に資するような生産方式、やっぱり生産なんです。生産に資するような活動を、別途、推進活動もやるようにというのがあって、やっぱり生産起点の推進活動もしなさいとなっていますので、今おっしゃったとおり、もう少し社会的に働き掛けるとか理解を得るとか、そういう観点も今後必要になってくるのかなというふうに思って聞いておりました。ありがとうございます。

○大臣官房環境バイオマス政策課長補佐（表谷） すみません、私、みどり戦略の方の担当の環境バイオマス政策課の担当の表谷と申します。

今頂いたような御意見、確かに環直だけでいうと、技術的なところというのは確かにあるわけであって、そういった社会的なところというところ、みどり戦略の推進というのが掛かっているのかなと思いますので、この後、次のコマでちょうどみどり交付金の方の話もございすけれども、その中でも正に見える化というお話を頂いたんですけども、例えば消費者に向けた消費者理解の向上というところも、みどり交付金の中でも考えてやっていますので、環直と含めて、そういったみどり戦略の推進というところを踏まえて、そこをしっかりとやっていくということで考えています。

○亀井委員 ありがとうございます。多分消費者よりもっと手前の生活者の感覚なのかなと思っていて、私は環境保全型農業を実践されている方で水俣でやっていらっしゃる方にお話をしたときに、やっぱり水俣の苦しみから始まっているんです。あそこで漁業されていた方が陸に上がって、まずは無農薬の柑橘類から作られたというストーリーはもう皆さん御存じかと思いますが、ああいうお話を伺う、あるいはそこからお茶を作られたみたいなお話というのは、それは消費者としてどうしてもそこにいる人を見てしまいがちなんですが、生活者として見たときに、別に水を買っているとか何とかというよりは、ふだん飲んでいる水が自分はどうなんだみたいなところの意識が高まった結果が今出てきた地域のところで、その感覚がない人

のところ、不幸にも全くこういうものがないというところなんだと思いますので、是非そこから辺のところの感覚で、どうしても何か売買で、経済行為で考えてしまいがちなんですが、社会的行為として着眼していただくことが何かとても重要なと、今のお話、とても大事なところをおっしゃっていただいたんですが、是非そこも改めてまた考えていただけたらいいんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

○藏谷広報評価課長 取りまとめ案の方もそろそろ準備ができたようではありますが、もし委員の方々から、あと何かこれだけ、とかというのがありましたら。どうぞ。

○南島委員 すみません、では1点だけ。私が議論の枠を広げてしまったところがあって申し訳なかったんですが、この環境保全型直接支払交付金、ここが良いですよと、ここは是非知っていただきたいと。Youtubeでも流れていますので、PRできる場所があったら、是非一言お願いいたします。

○農産局農業環境対策課長（松本） ありがとうございます。環境保全型農業の取組の、こういった直接的に農家さんに対する支援というのは、まずこれしかないということで、直接面積、取組に応じて、掛かり増し経費だけではありますけれども、支援できるというものですので、是非有効にお使いいただきたいというふうに思っていますし、我々も単に掛かり増しだけじゃなくて、それなりに、単収が減るとか、もっと大きいリスクの面もあると思いますので、そういったところも踏まえて、今後しっかりと制度をより良くしていきますので、是非取組をお願いしたいと。我々、予算もなかなか厳しいところはあるんですけども、頑張ってお取組していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○藏谷広報評価課長 それでは、そろそろ時間もちょうどいい感じになってまいりましたし、取りまとめコメント案の方も準備ができたということですので、議論の方はこれで終了したいと思います。

委員の皆様の端末にはT e a m s の画面で取りまとめのコメント案が表示されていると思いますので御確認いただきたいです。

それでは、藤栄委員より取りまとめコメント案につきまして発表をお願いしたいと思います。

○藤栄委員 承知いたしました。取りまとめコメント案を発表いたします。

論点1、短期アウトカムについて、環境負荷の低減と生産性を両立する観点から、本事業が農業経営にもたらす効果など、農業者目線の指標を新たに加えることはできないかについては、一つ目のコメントとしまして、本制度が農業経営体の経営発展の促進を主たる目標としていな

いことは承知しているが、環境保全型農業の採用が所得を増加させる効果などは経営体レベルで把握することを検討してもよいのではないか。

2点目のコメントになります。2030年度の本交付金による有機農業の目標面積は2.6万ヘクタールとされている。まずはこの実績が順調に推移することが重要であるから、進捗状況やボトルネックが見えるような工夫が必要ではないか。なお、ボトルネックについては、更に取り組が遅れている自治体の分析が重要ではないか。

三つ目のコメントになります。効果発現の経路が書かれているにもかかわらず、指標に戦略性が見だしにくく、その実現に向けた担当部局の目論見や工夫が読み取りにくい状況にあったが、重要な改善が進められた。今後も環境保全型農業を導入した農家の経営改善（農業経営の面での農家の判断、減収のカバー状況、消費者の理解促進による価格上昇など）、経営状況にこだわらず、農家の持続性の観点からの判断など、マイクロレベルでの対応で丁寧な実態把握を更に進めていってほしい。

四つ目のコメントです。アウトカムの農業経営の発展について、農業者の平均年齢など幅広いものが、幅広い地域で環境保全型農業に参画していることも一つの成果として考えられ、こういった視点での表現も考えられるのではないか。

以上になります。

論点2、令和9年度の見直しに向け、掛かり増し経費が発生しやすく単収も低い不安定な初期段階の農業者の支援を充実させたり、経営が安定したら支援から卒業してもらうなど、支援の在り方について検討を深めることができないかについては、一つ目のコメントとしまして、本制度に参加する経営体の収量や収益の変動や専門的な手法によって効率性を把握し、その安定性が本制度に参加することでどのように変化したのかを、制度に参加していない経営体のデータも用いて、差の差法などによって検討し、本制度の効果や影響を明らかにすることで、支援の在り方の検討に資する情報を得られるのではないか。

二つ目のコメントとしまして、重要な論点は、本交付金に強く依存しなくとも地域において有機農業が持続できるような地域構造を作り出すことにある。好事例集（環境保全型農業直接支払交付金取組事例令和7年4月）はあるが、環境保全や生物多様性確保のための技術論に偏っている。有機農業が持続できる地域構造に注目したモデルや指標についても検討ありたい。

以上です。

その他のコメントとしまして何点かございます。

1点目のコメントは、本制度を利用する市町村数は877で、全市町村数の約半数にとどまっ

ており、その利用状況には地域的な偏在が生じている。また、制度の主たる対象者が農業者の組織する団体であることを踏まえると、市町村の担当者が農業者の組織化に対するノウハウや知識を有するかどうかの本制度を活用する上で重要な要素となっているように思われる。もちろん、市町村での予算措置の在り方も関係しているだろう。事業の更なる推進には、本制度を利用していない市町村の状況把握や、利用している市町村における予算措置上の工夫や課題などを把握すると良いのではないかと。

2点目としまして、農水省のホームページにQ&Aはあるが、その内容は本交付金の利用に当たってのものである。他方、農業者が環境保全型農業に取り組む際に様々な課題があるが、こうした疑問に応えられるようなQ&Aも必要ではないかと。

三つ目のコメントです。マイクロレベルの把握を更に進めようとする、どうしても現場の負担が重くなってしまいます。これに配慮し、デジタルツールの活用等はもとより、農水省全体として重複を回避するなど、取りまとめ部局等が積極的な調整を進めてほしい。

という御意見がございました。これでよろしいでしょうか。

私の方からは挙手している方が見えませんので、大丈夫でしょうか。

○蔵谷広報評価課長 大丈夫でございます。

○藤栄委員 ありがとうございます。

御意見がなければ、農林水産省は本取りまとめ結果を尊重の上、事業内容の改善に向けた検討をお願いします。

それでは、進行を事務局に戻させていただきます。よろしく願いいたします。

○蔵谷広報評価課長 藤栄委員、取りまとめコメントの紹介、それから各委員の御了承、ありがとうございます。

それでは、特段なければ、ここで環境保全型農業直接支払交付金のセッションを終了したいと思います。皆さん、御議論ありがとうございました。

次の事業については約15分後、15時ちょうどから始めたいと思います。しばし休憩とさせていただきます。ありがとうございました。